

大阪府建設工事入札参加資格における等級区分評点の一部改正について

大阪府建設工事指名競争入札参加資格及び経常建設共同企業体入札参加資格における等級区分評点について、次のとおり一部改正します。

1 改正概要

「土木一式」、「建築工事一式」、「電気工事」、「管工事」、「舗装工事」における等級区分評点に防災活動の重要性に鑑み、建設事業者の大阪府域への社会貢献度を評価する観点から、防災協定点を新たに加えます。また、すべての主観点(地元点、福祉点、ISO 点及び防災協定点)は申請に基づき、加点することとしました。

2 適用時期

平成 19 年度建設工事指名競争入札参加資格及び経常建設共同企業体入札参加資格(平成 19 年 4 月 1 日からの資格登録)から適用します。

【等級区分評点について】

$$\text{等級区分評点} = \begin{array}{|c|} \hline \text{客 観 点} \\ \hline \text{経営事項審査点数(P 点)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{主 観 点} \\ \hline \text{地元点(100 点) + 福祉点(8 点) +} \\ \text{ISO 点(4~12 点) + 防災協定点(5 点)} \\ \hline \end{array}$$

【主観点の申請資格】

(1) 地元点

大阪府の区域内に建設業法施行規則(昭和 24 年建設省令第 14 号)第 6 条の主たる営業所を置く者
100 点

(2) 福祉点

雇用する身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)第 43 条第 1 項に規定する労働者をいう。以下同じ。)の数が、雇用する労働者の数(障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条第 1 項に規定する労働者の数をいう。)に障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和 35 年政令第 292 号)第 9 条に定める障害者雇用率を乗じて得た数(その数に 1 人未満の端数があるときは、その端数は切り上げる。)以上である者 8 点

(3) ISO 点

次のイからハに掲げる者 当該イからハまでに掲げる点数

イ 府が発注する工事請負契約に係る業務を担当する本店、支店又は営業所等(以下「担当本店等」という。)について ISO9001:2000(以下「ISO9001」という。)の認証(参加を希望する工事種別に係るものに限る。以下同じ。)を財団法人日本適合性認定協会(以下「JAB」という。)又は JAB と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関(以下 これらを「JAB 等」という。)から受けている者(ハに掲げる者を除く。) 8 点(当該認証取得後、更新を受けていない者にあつては 4 点)

ロ 担当本店等について ISO14001:2004(以下これらを「ISO14001」という。)の認証を JAB 等から受けている者(ハに掲げる者を除く。) 8 点(当該認証取得後、更新を受けていない者にあつては 4 点)

ハ 担当本店等について ISO9001 及び ISO14001 の認証をいずれも取得している者 12 点(ISO9001 又は ISO14001 の認証取得後、いずれか一方の認証の更新を受けていない場合にあつては 10 点、ISO9001 及び ISO14001 の認証取得後、いずれも認証の更新を受けていない場合にあつては 6 点)

(4) 防災協定点(平成 19 年度から適用)

建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 27 条の 23 第 2 項の規定による経営事項審査において、大阪府の区域内における防災活動に関する協定を締結していると認められた者であつて、建設機械を自己保有し、災害時の復旧工事等に貢献できると認められたもの 5 点